

日整連第5-417号
令和6年2月15日

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 竹林 武



定期点検整備促進運動の実施等について

拝啓、時下、貴会・貴連盟ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記運動を別添1の「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁等関係行政省庁のご指導のもとに引き続き令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間実施することになりましたのでお知らせ致します。

また、本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付するステッカーが、別添2のとおり国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせ致します。

なお、8年用ステッカーより「事業者が前面ガラスに貼付する期間」及び「当該自動車の前面ガラスに貼付しておいてよい期間」について、自動車ユーザーの利便性などを鑑み、車検満了日が1月中の車を前年の12月に受検した場合に、次回の車検時期と定期点検時期を一致させることができるようステッカーの貼付期間について始期を1か月早めることとしております。

敬具

<本件の問合せ：日整連・事業部 與戸、遠藤>